

足場の組み立て等の業務に係る 特別教育のご案内

「平成27年7月1日より衛生規則が改正」され、足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する作業員に対して特別教育を実施する義務が事業主の皆さんに課せられたことをご承知のことと思われまます。
今回の改正で我々の作業で対象となる足場とは、ローリングタワー、脚立足場、緊結した立馬、緊結した天台も対象となります。
(単独使用の立馬、天台は対象外)

この法改正を受けて、当連合会で足場教育を実施致します。

☆日時：平成29年1月13日(金)

①10時—13時 ②14時—17時

いずれかをお選び下さい。

☆場所：中小企業会館(東京都中央区銀座2-10-18)

- ・東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」11出口徒歩1分
- ・東京メトロ銀座線「銀座駅」A13出口徒歩7分

☆ 受講料 4,000円 (テキスト代、消費税込)
申込締切 12月16日(金) (先着順 50名)

■対象受講者：作業従事経験者

経験者(3時間の講習が必要)の目安 (2又は3)

1.平成27年度の新入社員について

法律改正が平成27年7月1日だったため、平成27年度新入社員は新規教育ということになります。但し、事業主が承認すれば既設作業員とすることもできます。

2.脚立足場、立馬、天台、ローリングタワーの設置、変更、解体の作業を行ったことがある作業員。

3.建築足場、住宅用足場の設置、変更、解体の作業を行ったことがある作業員。

受講希望者は、当連合会HPより申込書をダウンロードして、FAX又はメールして頂くか、事務局迄御連絡ください。

問い合わせ先

一般社団法人日本ディスプレイ業団体連合会

〒104-0061 中央区銀座1-14-6 銀座一丁目ビル5階

TEL : 03-5524-3101 FAX : 03-3564-6116

Mail : jimukyoku@display.or.jp